

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、A区に所在する会社B（以下「会社」という。）に課長職として勤務していたが、平成年〇月〇日午後9時45分頃、上職である部長の送別会（以下「本件送別会」という。）に参加し、同日終了後の帰宅途中にC駅のホームから足を踏み外し線路内に転落した（以下「本件災害」という。）。請求人は、救急車でD病院に搬送され、「頭部挫傷及び頸椎棘突起骨折」（以下「本件傷病」という。）と診断されて入院し、翌日退院した。

請求人は、通勤途上において発生した災害であるとして、監督署長に療養給付を請求したところ、監督署長は、本件災害は通勤経路を逸脱中断していることから、通勤途上の災害とは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、さらに、この決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

（略）

第3 原処分庁の意見

（略）

第4 争 点

本件の争点は、請求人の本件傷病が通勤によるものと認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会的事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

請求人は、本件送別会が元上司の送別会であり、2週間前から計画されたもので、請求人所属のリスク管理部と関連の債権管理部の部長の送別会で、1名を除く30名程度が参加し、自分自身不参加という選択肢はなかったものであって、業務上の会合であった旨主張する。

そこで、検討するに、元上司の送別会に不参加という選択肢はなかったという請求人の主張は、業務上の必要性があったという具体的なものではなく、単なる社会的儀礼の問題に属すると解されるものに過ぎない。また、本件送別会の目的は社員間の懇親であり、費用は会費制の自己負担であること、請求人も部下も時間外労働手当の対象となる行事という認識もなく、飲み放題の宴席コースが設定され、本件送別会の時間も請求人主張によっても2時間余りであるなど、決定書理由第2の2の(1)において認定された各事実に照らすと、当審査会においても、本件送別会は業務遂行性があったと認めることは困難であり、また、日常生活上必要な行為にも該当しないと判断する。

したがって、本件送別会が業務と解されない以上、これに参加した後の帰宅途中の本件災害は、通常経路を逸脱した後に発生したものであり、通常経路に復したとはいえ、通勤との相当因果関係は認められず、通勤災害とは認められないというべきである。

3 以上のとおりであるので、監督署長が請求人に対して行った療養給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。